

平成 30 年度

袋井市営住宅の入居のご案内

1 募集方法

市営住宅は毎月募集を行います。募集团地は毎月変わりますので、募集している団地についてはご確認ください。また、申込みにあたっては資格（6 ページの「4 申込資格」をご覧ください。）が必要です。

1-1 募集の期間等

原則、毎月 1 回入居できる空家がある場合募集します。

募集团地発表日

毎月 10 日 ~

受付期間

毎月 14 日~18 日

仮当選された方は 7 ページの「7 入居資格審査」を行い、合格されますと約 2 か月後に入居が可能となります。

1-2 募集团地の確認（募集している団地・タイプを知る方法）

〈テレホンサービス〉土・日曜日、祝日、夜間も対応しています。なお、発表日初日は大変混みあいます。

(053) 455-2366

西部地区の県営住宅とあわせてご案内します。

(053) 489-9411

ポルトガル語による音声案内

〈ホームページ〉 <http://www.sjkk.or.jp/>
〈公社窓口でもお尋ねください。〉

静岡県住宅公社

検索

1-3 申し込み方法

「市営住宅入居申込書」に必要事項をご記入の上、抽選会・抽選結果のハガキ 2 枚とともに、下記の公社窓口へ郵送又は持参してください。

〈注意事項〉

- ① 申込資格をご確認ください（6 ページの「4 申込資格」をご覧ください）。
- ② 申込みは団地別（タイプ別）に受付します（棟・間取りごとに 1 つのタイプとします）。
※ 原則として棟、階数は指定できません。ただし、階段の昇降に支障のある方は、申込時に申し出てください（診断書等を提出していただきます）。
- ③ 単身の方は単身での申込みが可能な住宅かどうかをご確認ください。
- ④ 申込みは 1 世帯 1 住宅に限ります。二重申込みなどの場合は失格となります。
- ⑤ 提出された書類は一切お返しいたしません。

● 郵送の場合：上記 1-1 の受付期間の消印のあるものが有効です。

※ 受付最終日の投函時間の扱いにはご注意ください。

● 持参の場合：上記 1-1 の受付時間は
午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分まで
（土・日曜日、祝日を除く）です。

※ 申込みから入居までの手続きの流れは、
2、3 ページをご覧ください。

1-4 申込み及び問い合わせ先（公社窓口）

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 12 番 1 号
（県浜松総合庁舎 9 階）

静岡県住宅供給公社 西部支所

電話(053)455-0025、FAX(053)455-2344

西部支所案内図



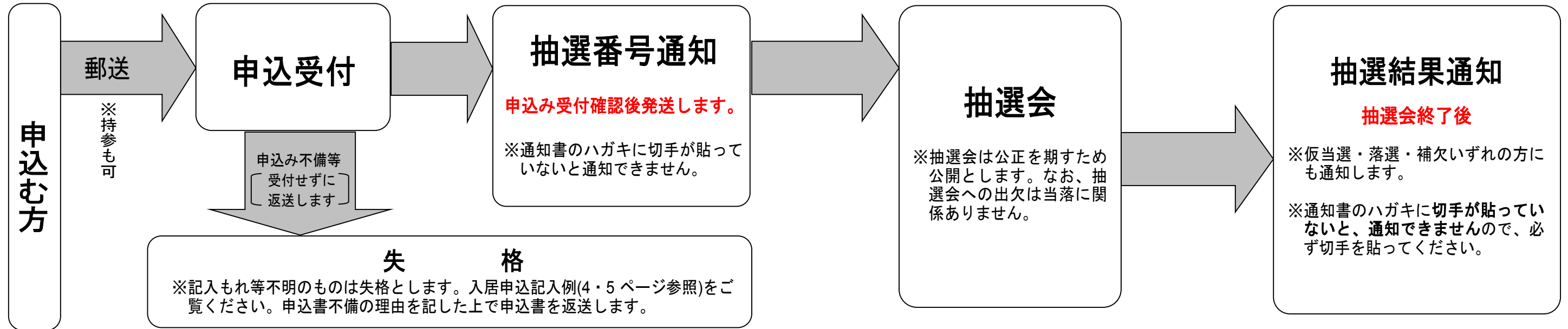
2 申込みから入居まで

原則、申込み受付後に入居を辞退することはできません。
本書をよくお読みいただき、辞退することのないようお願いします。

【申込受付におけるご了解および注意事項】

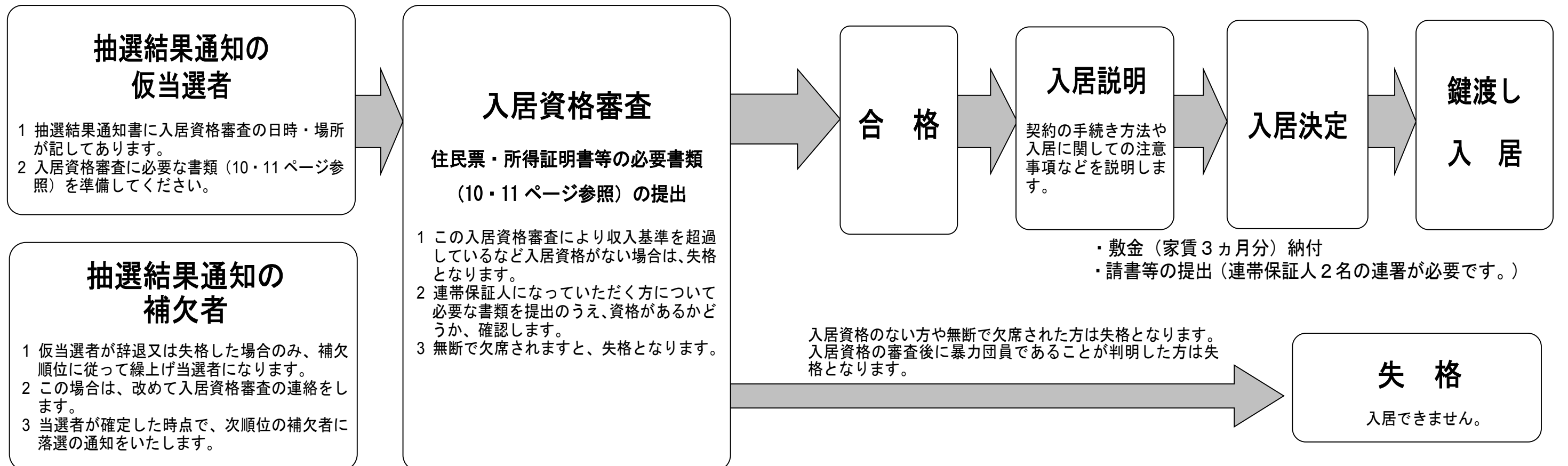
- ・申込書の記入事項について電話でお尋ねする場合がありますので、申込者に確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ・募集团地を確認したうえでお申し込みください。（1ページの「1-2 募集团地の確認」参照）
- ・申込書投函後の団地・タイプ等の変更・訂正は一切出来ませんのでご注意ください。
- ・原則として棟・階数の指定はできません。

① 申込みから抽選まで



※二重申込などの不正があった場合には失格となります。

② 仮当選から入居まで



第1号様式 (第2条関係)

(表)

(裏)

市営住宅入居申込書

袋井市長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

平成 年 月 日

フリガナ **スズキ タロウ**
申込者氏名 **鈴木 太郎** 印

市営住宅に入居したいので、袋井市営住宅管理条例第8条の規定により次のとおり申し込みます。

○ 予定する保証人

現住所	氏名	印	職業・勤務先	収入月額(円)	申込者との関係
〒437-0022 袋井市方丈5丁目2-3	佐藤 三郎		(株)〇〇 工務店 (会社員)	150,000	妻の父
〒437-0063 袋井市田町1丁目8-7	鈴木 浩郎		(株)〇〇 商事 (会社員)	130,000	弟

保証人に予定している方2名の現住所・氏名・職業(勤務先)・収入額(概算でかまいません)・申込者との関係を記入して、印を押してもらってください。

団地名は必ず記入してください。また、タイプがある団地についてはタイプも必ず記入してください。募集している団地・タイプのみ申し込みが可能ですので、申込時に必ず募集の有無を確認してください。(1ページ「1-2 募集団地の確認」参照)

電話番号は連絡する場合がありますので、正確に記入してください。

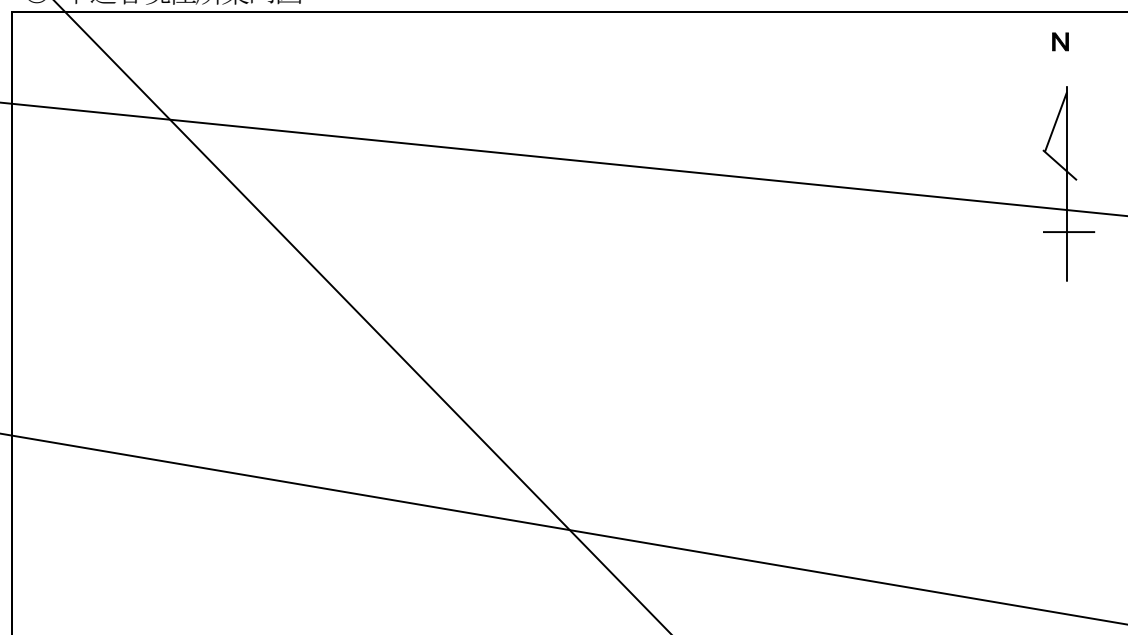
現住所の案内図をできるだけわかりやすく記入してください。

同居しようとする親族全員の氏名・続柄・生年月日・勤務先又は職業・収入月額(概算でかまいません)を記入してください。同居親族で婚約中の方は、続柄欄に「婚約者」と記入してください。

該当する項目に○印をつけ、記入箇所がある場合は記入してください(「申込みの理由」「具体的理由」欄については複数可)。また、申込みの理由については詳細な理由を記入してください。

氏名を記入して、必ず押印してください(認印でかまいません)

○ 申込者現住所案内図



備考

- 1 該当する事項を○で囲み、申込み理由等必要事項は必ず記入してください。
- 2 虚偽の記入があるときは、そのいかんにかかわらず失格となります。

暴力団員であるか否か、関係機関への照会についての同意書

申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても意義のないことを誓約します。また、許可の上は、申込者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関へ照会することについて同意します。

申込者氏名 **鈴木 太郎** 印

入居希望団地名	〇 〇 団地			部屋タイプ	2DK・2LDK 3DK	
現住所	〒437-8666 袋井市新屋1-1-1 JKアパート〇号		電話番号	(0538) 44-3123		
勤務先又は職業	(株)〇〇 建設(会社員)		携帯番号	(090) 0000-0000		
勤務先の所在地	〒437-0065 袋井市坂越4丁目1-1		電話番号	(0000) 00-0000		
入居する家族及び同居人	氏名	続柄	生年月日	勤務先又は職業	収入月額	備考
	鈴木花子	妻	T S H 00.00.00	〒437-0034 袋井市青木町5 スーパー〇〇(パート)	128,000円	
	鈴木一郎	子	T・S H 00.00.00	無職		
現住所の状況	自家 借家 ・間借・同居・その他()					
申込みの理由	具体的な理由		詳細な理由			
1	不良住宅	保安上危険又は衛生上有害な状態である。				
2	過密住宅	1人当たりの畳数(3)畳以下で衛生的又は風紀上不適当な状況である。				
3	別居中	住宅がないため家族と別居中				
4	同居	住宅がないため、他の世帯と同居していて著しく生活に不便を受けている。				
5	過重家賃	毎月の家賃が収入月額の()%以上(家賃 円)				
6	立退要求	訴訟されている。立ち退き判決済 家主が他に売却。書類又は口頭にて要求				
7	遠距離通勤	区間 から まで	片道所要時間	時 分		
8	その他	市税等の納付状況 <input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納無し				

※ 申し込みの際は、申込書に**抽選会・抽選結果の返信用ハガキ2枚**をつけて、公社窓口へ郵送または持参してください。**返信用ハガキ2枚には切手を必ず貼ってください。**

4 申込資格

●申込みできる方は**申込日現在**で次の(1)～(7)のすべてに該当する方。

- (1) 袋井市内に住んでいる方、又は袋井市内に勤めている方。
- (2) 住宅に困窮している方。(自家を所有している方や公営住宅(県営・市営)に既に居住している方は原則として申込みできません。)
- (3) 次の①又は②の方
 - ① **現に国内に同居し又は同居しようとする親族がある方**(離婚調停中の場合を除き夫婦を分割しての申込み、または不自然な世帯構成での申込みの方は申込みできません。ただし、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚約者は同居親族に含みます。)
 - ② **下表の要件に該当する单身の方(申込みできるのは「月見町団地」又は「太田西団地」のみ)**
- (4) 申込者および同居しようとする親族の過去1年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方(算出方法は、8ページの「11 収入基準の算出方法」をご覧ください。)
- ① **一般世帯 月額 158,000 円以下の方**
- ② **裁量世帯 月額 214,000 円以下の方**(「裁量世帯」の要件は下表のとおり。)
- (5) 申込者本人を含めた同居世帯員のいずれかに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいない方
- (6) 7ページに記載する連帯保証人2人がいる方
- (7) 国税又は地方税を滞納していない方。

上記の单身の方及び裁量世帯に関する要件は次のとおりです。

单身の方	<p>一人で生活ができる方、かつ次の①～⑩のいずれかに該当する方</p> <p>①60歳以上の方</p> <p>②身体障がいのある方(1級～4級)</p> <p>③精神障がいを有している方(1級～3級)</p> <p>④知的障がいを有している方(精神障がいを有している方の障がいの程度と同等)</p> <p>⑤生活保護を受けている方</p> <p>⑥戦傷病者手帳をお持ちの方(特別項症～第6項症、または第1款症の方)</p> <p>⑦原子爆弾被爆者の認定を受けている方</p> <p>⑧引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方</p> <p>⑨ハンセン病療養所入所者等の方</p> <p>⑩DV被害者の方</p>
裁量世帯	<p>次の①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯</p> <p>②同居者に小学校入学前の子どもがいる世帯(平成24年4月2日以降に生まれた子)</p> <p>③上記单身の方の入居要件のうち、②～④、⑥～⑨に該当する方</p>

※ 過去に市営住宅を退去された方で、袋井市との信頼関係を著しく害する行為をした方は入居をお断りすることがあります。

5 申込書の記入方法等

4,5ページの「3 入居申込記入例」を参照してください。

- (1) 募集を行っている団地の中から希望する団地名を記入してください。また、団地にタイプが区分されている場合は、そのタイプをお選びください。**団地名やタイプの記入もれ、募集していない団地の申込みがあった場合は、失格となります。**
- (2) 申込書に記載する内容は、**申込日現在**ですべて詳細、かつ、正確に記入してください。特に、自宅及び勤務先の電話番号は必ず記入し、現住所がアパートなどの場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。
- (3) 「申込みの理由」欄には該当項目の記号を○で囲み、その詳細を記入してください。
- (4) 現住所の案内図は目標となるものを記入し、明瞭に書いてください。

6 抽選会

- (1) 抽選番号は申込み時に提出されたハガキにて通知します。
- (2) 公開抽選により仮当選者及び補欠者を決定します。
- (3) 抽選結果については、抽選会の出欠に関わらず申込者全員にハガキにて通知します(抽選会の出欠は当選落選に関係ありません)。抽選結果は公社ホームページにも掲載します(<http://www.sjkk.or.jp/>)。

7 入居資格審査（仮当選者）

- (1) 仮当選された方には抽選結果通知のハガキで入居資格審査日のご案内をします。
- (2) ハガキで指定された日に、10 ページから 11 ページに記載されている住民票等必要書類と認印を入居資格審査会場へ持参いただき、入居資格審査を受けていただきます(抽選結果通知書をご持参ください。)

※ 単身申込みの方は、自活状況の調査、判定のため必ずご本人に入居資格審査を受けていただきます。

- (3) 入居資格審査の結果、申込資格に該当しない場合は失格となります。
この場合、補欠順位1番の方より仮当選者に繰上がります。
- (4) 婚姻予定者の方は「婚約証明書」に、原則として双方の親または媒酌人を証明者として署名捺印をしていただき、更に申込者及び婚約者に誓約をしていただきます。
- (5) **入居資格審査の際、連帯保証人になる予定者についても、資格があるかどうか、審査します。**

※連帯保証人は、下記①～④のすべてに該当する方が2名必要です。

- ①世帯及び家計を別にする方で、弁済をする資力を有する方(所得税の課税所得者で納税者)。
- ②2人のうち1人は、袋井市内もしくは掛川市、森町及び磐田市に居住または勤務する方。
- ③都道府県営住宅、市町村営住宅の入居者又は入居予定でない方。
- ④外国籍の方については、特別永住者、若しくは中長期在留者で残りの在留期間が3年以上ある方。

※連帯保証人は、入居者が万一家賃を滞納したり、法令等に違反した場合、入居者とともに**一切の責任を負う**こととなりますので、連帯保証人になっていただく方に十分説明をしてください。

8 当選者の確定

- (1) 入居資格審査の結果、入居資格がある方は当選者となり、指定された日から入居できます。また、契約書類等を渡しますので、鍵渡しまでの間に契約書類等の手続きを行っていただきます。
- (2) 補欠者は、当選者が辞退した場合は繰上げて仮当選となり、入居資格審査を受けていただきます。
補欠者の有効期間は当選者が入居するまでとし、以後その資格を失います。なお、補欠者が翌月以降の募集や随時募集に応募した場合は、その時点で補欠者としての資格を失いますのでご注意ください。
- (3) 定員に満たない場合は、募集期間終了後の翌日から起算した第4営業日より先着順でその月の月末まで受付します。(「**随時募集**」)。随時募集は、郵送の受付はできません。詳しくは公社窓口にお問い合わせください。

9 入居等について

- 住宅の鍵をお渡しする(鍵渡し)前に『**敷金**』として**家賃の3ヵ月分**を納入していただきます。
- 鍵渡し時に契約書類等を提出していただき、不備等がなければ鍵をお渡します。
- 家賃は入居可能日から負担していただきます。

10 個人情報保護について

- 提出いただいた個人情報については、市営住宅入居者選定及び管理業務の範囲で利用するものです。

11 収入基準の算出方法

申込者と同居者の方、**全員の所得を下記の算式により合算し**、所得区分を決定します。

$$\frac{\text{所得金額} - \left\{ \begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{万円} + \begin{array}{l} \text{表1の特別} \\ \text{控除金額} \end{array} \right\}}{12 \text{ヶ月}} = \text{月額 158,000 円以下であること}$$





所得区分表(一般世帯の方が申込できる所得月額)



所得区分	所得月額
1	104,000 円以下
2	104,000 円を超え 123,000 円以下
3	123,000 円を超え 139,000 円以下
4	139,000 円を超え 158,000 円以下

所得区分表(裁量世帯に該当する世帯の方は、下記所得月額まで申込できます。)

所得区分	所得月額
5	158,000 円を超え 186,000 円以下
6	186,000 円を超え 214,000 円以下

<計算例>

ケース 1	夫 給与収入 440 万円 (所得金額 298 万円)  妻 パート収入 60 万円 (所得金額 0 円)  子 17 才  子 14 才 	所得区分 3
$\frac{(298 \text{万円} + 0 \text{円}) - \{ (3 \text{人} \times 38 \text{万円}) + (1 \text{人} \times 25 \text{万円}) \}}{12 \text{ヶ月}} = \text{月額 132,500 円}$		

ケース 2	夫 年金収入 250 万円 70 才  妻 年金収入 60 万円 68 才 	所得区分 1
$\frac{(130 \text{万円} + 0 \text{円}) - (1 \text{人} \times 38 \text{万円})}{12 \text{ヶ月}} = \text{月額 76,666 円}$		

別居の扶養親族のある方は、上記の「同居親族数」に含みます。

収入としないもの: 生活保護、失業保険、遺族(恩給)年金、福祉(障害)年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得(生命保険契約などの満期返戻金、その他)

表 1 年間所得額から差引く特別控除

寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、又は夫の生死が明らかでない女性。ただし、次の(1)・(2)のいずれかにあてはまる女性 (1) 扶養親族又はその生計を一にする子(年間所得金額が 38 万円以下であること)を有する女性 (2) 年間所得金額が 500 万円以下の女性(ただし、離婚による場合は扶養親族等を有する場合に限ります) 婚姻によらず母となり、現在も婚姻しておらず、扶養親族又はその生計を一にする子(年間所得金額が 38 万円以下であること)を有する女性 	寡婦(夫)一人につきその人の所得から 27 万円
寡夫控除	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者又は同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、又は妻の生死が明らかでない男性。ただし、次の(1)・(2)のいずれにもあてはまる男性 (1) 生計を一にする子(年間所得金額が 38 万円以下であること)を有する男性 (2) 年間所得金額が 500 万円以下の男性 婚姻によらず父となり、現在も婚姻しておらず、子供を扶養し合計所得 500 万円以下の男性 	〔本人の所得〕の範囲内
障害者控除(特別障害者控除)	申込者または同居親族及び扶養親族の中で、身体・精神に障がいがあり手帳を交付されている方(身体障がいのある方 1~2 級、精神障がい有している方 1 級、知的障がい有している方 A 判定)	一人につき 27 万円 〔一人につき 40 万円〕
老人扶養控除	70 歳以上で、収入のある方の扶養親族である方	一人につき 10 万円
老人配偶者控除	70 歳以上の控除対象配偶者である方	
特定扶養親族控除	年齢 16 歳以上 23 歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき 25 万円

12 収入基準の早見表

※左のページ中 表1の特別控除対象者がいない場合です。

【収入及び所得を得ている方が1人の場合で源泉徴収票では支払金額です。】

給与収入金額でみる早見表

		同居及び扶養親族 (本人を含む)						
		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
年間総収入金額(公的年金は除く)	一般世帯	所得区分 1	2,043,999 円 以下	2,583,999 円 以下	3,127,999 円 以下	3,663,999 円 以下	4,135,999 円 以下	4,611,999 円 以下
		所得区分 2	2,044,000 ～	2,584,000 ～	3,128,000 ～	3,664,000 ～	4,136,000 ～	4,612,000 ～
			2,367,999	2,911,999	3,451,999	3,947,999	4,423,999	4,895,999
		所得区分 3	2,368,000 ～	2,912,000 ～	3,452,000 ～	3,948,000 ～	4,424,000 ～	4,896,000 ～
	2,643,999		3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999	5,135,999	
	所得区分 4	2,644,000 ～	3,184,000 ～	3,712,000 ～	4,188,000 ～	4,664,000 ～	5,136,000 ～	
		2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	
	裁量世帯	所得区分 5	2,968,000 ～	3,512,000 ～	3,996,000 ～	4,472,000 ～	4,948,000 ～	5,424,000 ～
			3,447,999	3,943,999	4,415,999	4,891,999	5,367,999	5,843,999
		所得区分 6	3,448,000 ～	3,944,000 ～	4,416,000 ～	4,892,000 ～	5,368,000 ～	5,844,000 ～
			3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

【課税証明書の所得金額または源泉徴収票では給与所得控除後の金額です。(入居者全員の合算額)】

所得金額でみる早見表

		同居及び扶養親族 (本人を含む)						
		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
年間総所得金額	一般世帯	所得区分 1	1,248,000 円 以下	1,628,000 円 以下	2,008,000 円 以下	2,388,000 円 以下	2,768,000 円 以下	3,148,000 円 以下
		所得区分 2	1,248,001 ～	1,628,001 ～	2,008,001 ～	2,388,001 ～	2,768,001 ～	3,148,001 ～
			1,476,000	1,856,000	2,236,000	2,616,000	2,996,000	3,376,000
		所得区分 3	1,476,001 ～	1,856,001 ～	2,236,001 ～	2,616,001 ～	2,996,001 ～	3,376,001 ～
	1,668,000		2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000	3,568,000	
	所得区分 4	1,668,001 ～	2,048,001 ～	2,428,001 ～	2,808,001 ～	3,188,001 ～	3,568,001 ～	
		1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000	
	裁量世帯	所得区分 5	1,896,001 ～	2,276,001 ～	2,656,001 ～	3,036,001 ～	3,416,001 ～	3,796,001 ～
			2,232,000	2,612,000	2,992,000	3,372,000	3,752,000	4,132,000
		所得区分 6	2,232,001 ～	2,612,001 ～	2,992,001 ～	3,372,001 ～	3,752,001 ～	4,132,001 ～
			2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000

◎裁量世帯に該当する方のみ「所得区分 5、6」でも入居可能です。裁量世帯については6ページをご覧ください。

13 入居資格審査に必要な書類(公的証明の有効期間は3ヵ月以内です)

家族全員と連帯保証人の書類が必要です。よくお読みになって提出してください。

【入居する方の書類】

※入居資格審査には認印をご持参ください。

該 当 者		必 要 書 類 (申 込 日 現 在)
給与所得の方	平成29年1月1日から勤務先が同じ方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 源泉徴収票(勤務先で発行) 4 健康保険証(家族全員のもの) 5 滞納がない証明書(用紙をお渡しますので、税務課で証明してもらってください)
	平成29年1月2日以降勤務先を変えた方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 健康保険証(家族全員のもの) 4 滞納がない証明書(用紙をお渡しますので、税務課で証明してもらってください) 5 収入証明書(現在の勤務先で支払われた分のみ記入。最新の給与で1年間の収入を計算します。勤務先で記入してもらってください。)
確定申告の方 (自営業等の方)		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 確定申告書の写し 4 健康保険証(家族全員のもの) 5 滞納がない証明書(用紙をお渡しますので、税務課で証明してもらってください)
年金受給者		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等 4 健康保険証(家族全員のもの) 5 滞納がない証明書(用紙をお渡しますので、税務課で証明してもらってください)
(無収入の方 16歳以上の学生、 専業主婦も含む)	前年も無収入	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 健康保険証(家族全員のもの) 4 滞納がない証明書(用紙をお渡しますので、税務課で証明してもらってください) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 課税証明書の欄に¥0または*という表示を確認するため </div>
	前年は所得あり	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 健康保険証(家族全員のもの) 4 滞納がない証明書(用紙をお渡しますので、税務課で証明してもらってください) 5 退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証のどれか <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 前年度の所得が出ているため、辞めたという証明がないと、今年も収入があるとみなされます。 </div>

【連帯保証人の書類】

連帯保証人の書類	1 市(町・村)民税・県民税課税証明書 ※ 市町村長が発行したもので、所得金額と課税金額の両方の記載があるもの 2 外国人の方に連帯保証人になっていただく場合は住民票 (残りの在留期間等の要件を確認するため) ※ 後日、契約時に印鑑証明書も必要になります。
----------	--

入居する方が下記に該当する場合は、左記の書類のほかに下記の書類も必要です。

生活保護の方	生活保護の受給証明
母子家庭の方 父子家庭の方 単身者の方	戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
結婚予定の方	1 婚約証明書（15 ページ） 2 戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
離婚調停中の方	裁判所の事件係属証明書等
障がいを持っている方	障がい者手帳・療育手帳
外国人の方	在留カード

以下の書類をそろえるときは、次のことに注意してください。

※ マイナンバーの提出により入居資格審査に必要な書類の一部（市（町・村）民税・県民税課税証明書、障がい者手帳、生活保護の受給証明）の提出が省略できるようになります。マイナンバーの利用を希望する場合、資格審査の前に必要な手続きがありますので、事前に必ずお問い合わせください。なお、マイナンバーの利用を希望する方以外は、住民票などの必要書類はマイナンバーが記載されていないものをご用意ください。

※ 提出された書類は一切お返しいたしません。

住民票

- 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの。
- 世帯主との**続柄記載**があり、**筆頭者及び本籍**の記載されたもの。
- 外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号の記載されたもの。

市（町・村）民税・県民税課税証明書

所得及び控除内容を証明する書類・市役所の市民税課に相当する部署で発行

平成 30 年 4 月 ～ 5 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年度（最新のもの）
 平成 30 年 6 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年度（最新のもの）
 ◎当該年 1 月 1 日現在、他の市町村に住居登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

源泉徴収票

（勤務先が発行し、勤務先の社印または代表者印が押印してあるもの。）

平成 30 年 4 月 ～ 12 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年分
 平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年分

確定申告書

平成 30 年 4 月 ～ 12 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年分
 平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年分
 ※ 確定申告を済ませた方 → 確定申告書の写し
 ※ 確定申告の済んでいない方 → 申告予定額の申告書

納税証明書

平成 30 年 4 月 ～ 9 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年度
 平成 30 年 10 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年度（最新のもの）
 ◎当該年 1 月 1 日現在、他の市町村に住居登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

※ 入居資格は、申込日現在の状況で判断します。

14 入居に関する留意事項

備品の設置等

種別	団地名	所在地	棟	建設年度	間取り	面積	戸数	構造	単身	コンロ	トイレ	風呂
市営住宅	ツキミチョウ 月見町	〒437-0126 月見町 17	A	S 47	2DK	42.7	5	準耐2	可	プロパン ガス	汲取	備付
			B	S 47	2DK	42.7	5					
			C	S 46	2DK	42.7	7					
			D	S 46	2DK	42.7	7					
	オオタニシ 太田西	〒437-0052 太田 778-1	A	S 49	2DK	46.1	16	準耐2	可	プロパン ガス	汲取	備付
			B	S 50	2DK	46.1	20					
			C	S 48	2DK	42.7	14					
			D	S 53	3DK	55.4	14					
	タマチ 田町	〒437-0063 田町 1-8-7	B	H 8	2DK	63.2	6	耐火3	不可	IH	水洗	備付
					3DK	68.8	6					
			C	H 11	2DK	63.2	6					
					3DK	68.8	6					
	ヒロオカ 広岡	〒437-0022 方丈 5-2-3	A	S 55	3DK	60.2	18	耐火3	不可	プロパン ガス	水洗	備付
					B	S 56	3DK					
C			H 1	2DK	60.3	6						
				2LDK	63.4	6						
				3DK	66.8	6						
アサヒガオカ 旭ヶ丘	〒437-1101 浅羽 2168	A	S 62	3DK	62.7	18	耐火3	不可	プロパン ガス	水洗	備付	
		B	S 61	3DK	60.1	12						
再開 発住宅	ヒロオカ 広岡	〒437-0022 方丈 5-2-3	D	S 57	3DK	60.8	18	耐火3	不可	プロパン ガス	水洗	備付
	エキマエ 駅前	〒437-0027 高尾町 21-4		S 55	3DK	57.0	20	耐火5	不可	都市ガス	水洗	備付

※田町団地及び広岡団地C棟は給湯設備があります。

※コンロは持ち込みになります。

1. 入居者が負担する費用

- ① 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- ② 入居者の故意過失又は損耗による修繕費(ガラス破損、水道パッキン取替等)
- ③ 団地内共同施設の維持管理に要する費用

※ 退去時には、全ての畳・襖(張替え等)の修理をしていただきます

2. 市営住宅明渡し請求について

市の定める入居条件に違反又は以下のいずれかに該当した場合には、市営住宅の明渡しを請求します。

- (1) 不正行為によって入居したとき
- (2) 家賃を3か月分以上滞納したとき
- (3) 市営住宅又は共同施設を故意に棄損したとき
- (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき
- (5) 市営住宅を他の者に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡したとき
- (6) 市営住宅を他の用途に使用したり、許可なく模様替え又は増築したとき
- (7) 入居承継及び同居の申請を怠った者

3. 収入申告と家賃変更等について

- (1) 毎年7月頃に世帯員全員の収入の申告をしていただきます。収入申告に基づき、その翌年からの家賃が決定されます。

- (2) 収入額が高くなれば、それに応じて家賃も上がります。また、一定額を超える高額所得者に該当する場合には、市営住宅の明渡しを請求します。
- (3) 収入の申告がない場合には、近傍の民間賃貸住宅並みの家賃(近傍同種の家賃)となりますので、必ず申告をしてください。

4. ペット類の飼育禁止について

ペットの飼育については、トラブル防止のため禁止します。

5. 駐車場について

駐車場の使用料は家賃には含まれておりませんので、市営住宅の駐車場を使用する場合は駐車場使用料をいただきます。市営住宅の駐車場を使用される場合は、駐車場使用許可申請書に車検証の写しを添えて申し込みをしてください。

駐車場を使用できる台数は、原則として1世帯1台です。

駐車場使用料は、1台あたり次のとおりです。

・田町団地、広岡団地 月額3,000円

・太田西団地、旭ヶ丘団地 月額2,000円

※市営住宅月見町団地・再開発住宅駅前団地には入居者用駐車場はありません。

6. 市営住宅の連帯保証人について

連帯保証人は、次のすべてに該当することが必要です

- ・独立の生計を営み、弁済をする資力を有する方(所得税の課税所得者で納税者であること)
 - ・2人の内1人は、袋井市内若しくは掛川市、森町及び磐田市に居住または勤務する方
 - ・外国籍の方については、特別永住者、若しくは中長期在留者で残りの在留期間が3年以上ある方
- (注)・市営住宅や県営住宅の入居者は袋井市営住宅等の保証人となることはできません。
- ・市営住宅入居者の連帯保証人を兼ねるのは原則3人までとする。

連帯保証人の責任と異動事項の届出について

連帯保証人になっていただく方は、入居者の方と連帯して、市営住宅への居住に関しての一切の責任を負っていただきます。主なものは次のとおりです。

- ・入居者が家賃を滞納したとき
 - ・入居者が退去の際、その負担すべき修繕をしない、又は修繕料を支払わなかったとき
 - ・入居者の行方不明及び単身の入居者の方が死亡したときの処置
- また、連帯保証人に異動が生じたときはすぐに届け出を行っていただきます。
- ・住所変更、勤務先に変更があったとき
 - ・死亡したとき
 - ・保証人を辞退したとき(市の承認が必要です。)

入居者の家賃滞納について

市営住宅にお住まいになられている方が家賃を滞納した場合には、民法に基づき、入居者に連絡することなく、連帯保証人の方に滞納家賃を請求することがあります。

入居者が、市からの度々の催告にもかかわらず、家賃のお支払いをいただけない場合には、法律に基づき、連帯保証人の方に対し、支払督促の申立、裁判による滞納家賃の支払請求の訴訟の提起を行ったうえ、給料、財産の差押えを行うこともあります。

民法による連帯保証人とは

連帯保証人とは、「本来の債務者と連帯して全く同一の責任を負う」とされており、通常の保証の場合と異なり、債権者から支払の請求を受けた場合、直ちに支払をしなければなりません。先に本人に請求するよう債権者に要求することは出来ません。

また、債務者本人の給与や財産の差押えをする前に連帯保証人の方の給与や財産を差し押さえることもあり、これに対して異議を申し立てることは出来ない規定になっています。

入居申し込みの際し、連帯保証人を依頼する方へ十分な説明をお願いします。

収入証明書 (市営住宅申込用)

前年1月以降に転・就職された方は、下記収入証明書が必要です。直近よりさかのぼって記入してください。

氏 名						
職 種						
勤務または営業開始年月日	年	月	日	より		
・給与所得者は支払金額(支払った給与等から課税されない金額を除いた額) (賞与は賞与欄に) ・給与所得者以外の方は前年1年間分の所得金額					}	を記入してください。
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		小	計	円
年	月分	円		賞 与	月分	円
年	月分	円		賞 与	月分	円
年	月分	円		合	計	円

	フリガナ	続 柄	性 別	生年月日	年 齢
	氏 名				
扶 養 親 族					

上記の通り相違ない事を証明します。

年 月 日

支 払 者

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

電 話 番 号 ()



婚 約 証 明 書

年 月 日

袋 井 市 長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

申込者との関係_____

証明者 住 所 (電話) ()

氏 名 (印)

婚約者との関係_____

証明者 住 所 (電話) ()

氏 名 (印)

下記の者は、 年 月 日結婚予定者であることを証明します。
入居決定しだい結婚する

記

申込者 住 所 (電話) ()

氏 名

婚約者 住 所 (電話) ()

氏 名

誓 約 書

年 月 日

袋 井 市 長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

申込者氏名 (印)

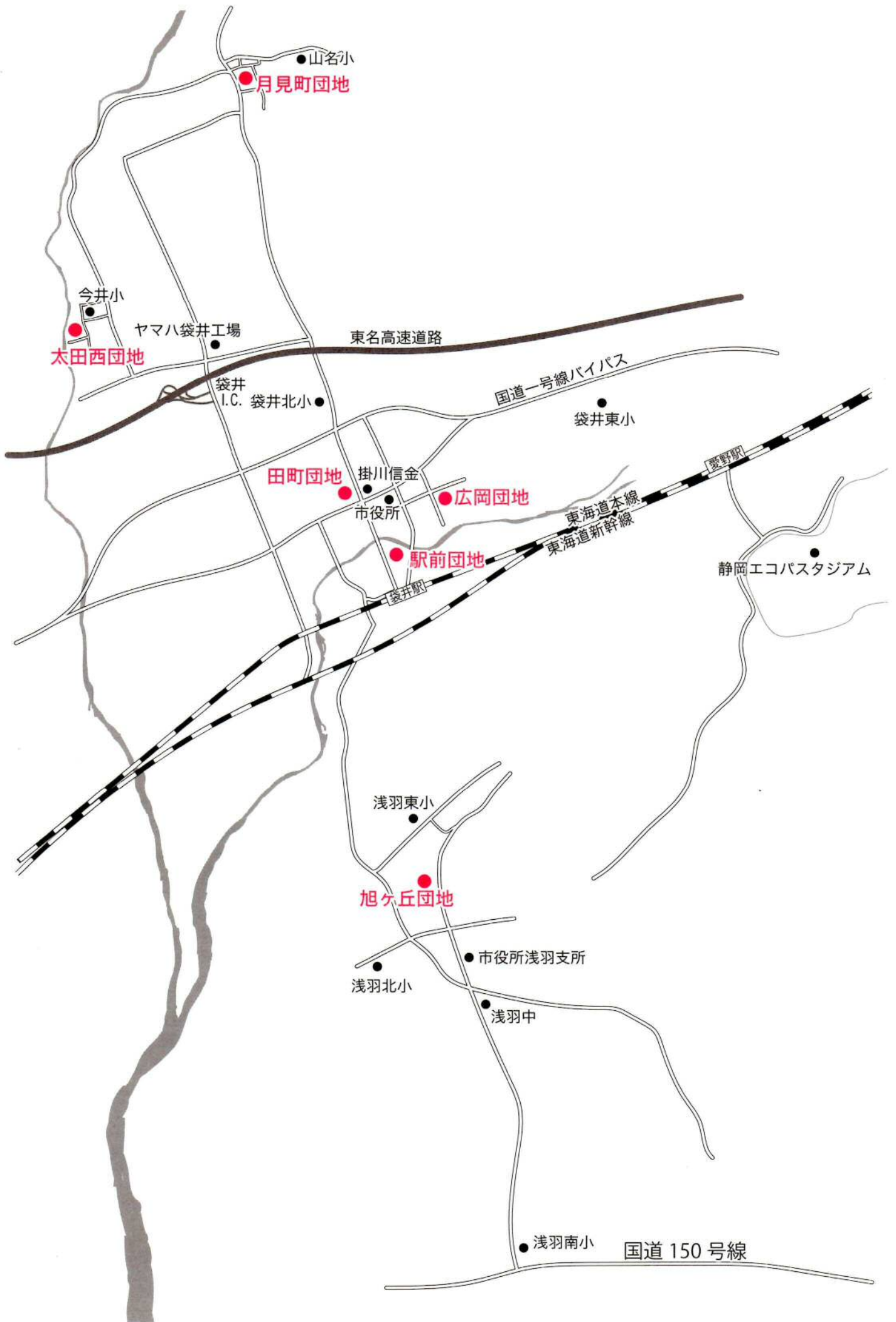
婚約者氏名 (印)

市営住宅への入居が決定した時は、市の定める入居条件を遵守することを誓約します。

※証明者は原則として両親または媒酌人にてお願いします。

※1人が両方の証明者になることはできません。

※申込者及び証明者が親子であっても、同一の印は認められません。



15 市営住宅団地別家賃一覧表

(単位：円)

団地名		間取り	一般入居者(所得月額)			裁量世帯(所得月額)		
			所得区分					
			1	2	3	4	5	6
			所得月額					
			0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000
家賃額								
広岡	A	3DK	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,400
	B	3DK	17,200	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900
	C	2DK	19,800	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000
		2LDK	20,900	24,100	27,600	31,100	35,500	41,000
		3DK	22,000	25,400	29,000	32,700	37,400	43,200
田町	B	2DK	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800
		3DK	24,800	28,700	32,800	37,000	42,300	48,800
	C	2DK	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,600
		3DK	25,300	29,200	33,400	37,700	43,100	49,700
太田西	A	2DK	10,100	11,700	13,300	15,100	17,200	19,900
	B	2DK	10,300	11,900	13,600	15,300	17,500	20,200
	C	2DK	9,200	10,600	12,100	13,700	15,700	18,100
	D	3DK	13,000	15,000	17,200	19,400	22,100	25,500
月見町	A・B	2DK	9,600	11,100	12,700	14,300	16,400	18,900
	C・D	2DK	9,400	10,900	12,500	14,000	16,100	18,500
上町			2,300	2,600	3,000	3,400	3,900	4,500
岡崎南	A	2DK	8,900	10,300	11,800	13,300	15,200	17,500
旭ヶ丘	A	3DK	18,400	21,200	24,200	27,300	31,200	36,100
	B	3DK	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100
広岡	再開発	3DK	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400
駅前	再開発	3DK	16,300	18,800	21,500	24,200	27,700	31,900

※入居後3年以上の方で、一般世帯は158,000円以上、裁量世帯については214,000円以上になった場合には、収入超過者となり家賃が増額になります。